

各 位

会 社 名 デジタルグリッド株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長CEO 豊田 祐介
 (コード番号: 350A 東証グロース市場)
 問 い 合 っ せ 先 取 締 役 C F O 嶋 田 剛 久
 TEL. 03-6256-0008 (代表)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年3月18日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 250,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2025年4月4日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2025年4月14日(月曜日)(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (7) 申込期間 | 2025年4月15日(火曜日)から
2025年4月18日(金曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込期日 | 2025年4月21日(月曜日) |
| (10) 株式受渡期日 | 2025年4月22日(火曜日) |
| (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (12) 下記 2. において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 引受人の買取引受による売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 1,577,000株	
(2) 売出人及び売出株式数	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 三菱商事株式会社	343,880株
	636 Waverley St., Suite 100, Palo Alto, CA 94301, USA WiL Fund II L.P.	333,260株
	東京都港区港南一丁目7番1号 ソニーグループ株式会社	151,980株
	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 三井化学株式会社	145,000株
	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 豊田通商株式会社	100,000株
	東京都千代田区紀尾井町4番1号 フーバー・インベストメント株式会社	100,000株
	富山県富山市下番30 立山科学株式会社	52,780株
	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 川崎重工業株式会社	50,000株
	東京都新宿区新宿一丁目1番13号 伯東株式会社	50,000株
	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号 株式会社MOL PLUS	50,000株
	東京都港区海岸一丁目5番20号 東京瓦斯株式会社	21,110株
	京都府京都市右京区西院溝崎町21 ローム株式会社	21,110株
	福井県福井市二の宮四丁目44番1号 AOIホールディングス株式会社	14,960株
	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 双日株式会社	11,640株
	東京都港区芝浦四丁目9番25号 NECフィールドイング株式会社	10,550株
	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 ENEOS Power株式会社	10,550株
	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社	10,550株
	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 京セラ株式会社	

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号 清水建設株式会社	10,550 株
	東京都千代田区神田練堀町 3 番地 東京センチュリー株式会社	10,550 株
	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 三菱 HC キャピタル株式会社	10,550 株
	神奈川県横浜市港北区新羽町 1743 番地 株式会社横浜環境デザイン	10,550 株
	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 JFE エンジニアリング株式会社	10,550 株
	千葉県船橋市藤原三丁目 16 番 17 号 アイエスジー株式会社	6,980 株
	愛知県名古屋市熱田区桜田町 19 番 18 号 東邦瓦斯株式会社	6,980 株
	愛知県長久手市蟹原 2201 番地 日東工業株式会社	6,980 株
	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号 古河電気工業株式会社	6,980 株
	北海道札幌市東区北 7 条東 2 丁目 1 番 1 号 北海道瓦斯株式会社	6,980 株
	東京都江東区 越村 吉隆	6,980 株
		5,000 株
(3)	売 出 価 格	未 定 (発行価格等決定日に決定される予定) なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。
(4)	売 出 方 法	売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、東海東京証券株式会社、楽天証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、岡三証券株式会社、極東証券株式会社、丸三証券株式会社及び水戸証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、大和証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。
(5)	引 受 人 の 対 価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額 (引受人より売出人に支払われる金額) との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記 1. における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。
(6)	申 込 期 間	上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
- (8) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。
- (9) 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、本売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 274,000 株
なお売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社
274,000 株 (上限) |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定 (発行価格等決定日に決定される予定)
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格による一般向けの売出しとする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |
| (8) | 上記1.の募集株式数又は上記2.の売出株式数が変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における1.の募集株式数と2.の売出株式数との合計数の15%となる数(100株未満切り捨て)に読み替える。 |
| (9) | 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合、又は上記2.において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

(「3. オーバーアロットメントによる売出しの件」に関連して行う第三者割当増資)

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 274,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2025年4月4日開催予定の取締役会で決定)
なお、上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一とし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止するものとする。 |
| (3) 割当価格 | 未定
なお、上記1.における公募による募集株式の引受価額と同一とする。 |
| (4) 払込期日 | 2025年5月21日(水曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当先及び割当株式数 | 大和証券株式会社 274,000株 |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) その他本第三者割当による募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (9) グリーンシュエアプション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。 | |
| (10) 上記3.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による募集株式発行も中止する。 | |

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 250,000 株

売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 1,577,000 株
② オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 274,000 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025年4月7日(月曜日)から
2025年4月11日(金曜日)まで

(3) 発 行 価 格 等 決 定 日 2025年4月14日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2025年4月15日(火曜日)から
2025年4月18日(金曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2025年4月21日(月曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2025年4月22日(火曜日)
(上場(売買開始)日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2025年5月16日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2025年3月18日開催の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を2025年5月21日とする当社普通株式274,000株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(株式受渡期日)から2025年5月16日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,933,300株
公募増資による増加株式数	250,000株
公募増資後の発行済株式総数	6,183,300株
第三者割当増資による増加株式数	274,000株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	6,457,300株 (注)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「3. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社からグリーンシュエーション行使の通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 1,119,500 千円及び第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 1,246,180 千円については、当社グループの蓄電池事業を担うデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社への投融資資金に充当する予定です。

デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社では、今般調達する資金を系統用蓄電池設備等の設備投資資金として、2027年7月期までに全額を充当する予定です。

なお、系統用蓄電池の設備投資にあたっては、常に候補案件の検討を行っておりますが、現時点で確定した案件はないことから、未充当額が生じた場合、当社における事業拡大のための増加運転資金、営業人員やエンジニア等の増加人件費、借入金の返済資金に充当する予定です。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格 (4,570 円) を基礎として算出した見込額であります。

なお、2025年3月18日現在、設備投資計画は、以下のとおりです。

セグメント の名称	会社名	設備の内容	投資予定金額		資金の 調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
その他	デジタルグリッドアセットマネジメント㈱	系統用蓄電池設備等 (中部電力管内)	450	35	増資資金、 自己資金及び 借入金	2025年1月	2026年7月
その他	デジタルグリッドアセットマネジメント㈱	系統用蓄電池設備等 (東京電力管内)	600	14	増資資金、 自己資金及び 借入金	2025年1月	2029年7月
その他	デジタルグリッドアセットマネジメント㈱	系統用蓄電池設備等 (日本国内・ 4施設程度)	1,800	—	増資資金、 自己資金及び 借入金	2025年1月	2027年7月

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、内部留保の充実が重要であると考え、設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であり、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、新サービスの開発や市場開拓、優秀な人材を確保するための資金等として有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の募集及び売出し後、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りつつ、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2022年7月期	2023年7月期	2024年7月期
1株当たり当期純利益	46.85円	110.74円	163.90円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	1.5%	22.4%	26.0%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。
4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 当社は2025年2月12日付で株式1株につき10株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2022年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2022年7月期の各数値(1株当たり配当額については全ての数値)についてはEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年7月期	2023年7月期	2024年7月期
1株当たり当期純利益	4.69円	110.74円	163.90円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。